

議案第94号

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、不正な行為等をしたことを理由に明渡しの請求を受けて市営住宅を明け渡した者等が再び入居することを制限するため、入居者資格について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例

福岡市営住宅条例（平成9年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第5号」の次に「から第7号まで」を加え、同項に次の2号を加える。

- (6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族に未納の家賃その他の市に対する市営住宅の住戸の使用に係る債務がないこと。
- (7) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が、次に掲げる者（第40条第1項第7号の規定による明渡しの請求の場合にあっては、第27条第5項に規定する迷惑行為をした同居者（当該行為をした時点において成年であった者に限る。）を含む。）でないこと。

ア 第40条第1項（第2号、第8号及び第9号を除く。以下この号において同じ。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅を明け渡した者であってその明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していないもの

イ 現に第40条第1項の規定による明渡しの請求を受けている者

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。